

平成 21 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目・相手国は多岐にわたるうえ、さらに増加する状況にある。それに伴い、海外から病害虫が侵入するリスクも増加する。歴史的に見ると、国内外を問わず、病害虫のまん延が深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼすことを経験している。国際物流が膨大となっている現代においては、病害虫の侵入・まん延防止に対する植物防疫の役割はさらに重要になっている。また、病害虫防除については、食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心が高まる中で、人の健康と環境への負荷の低減にも配慮した防除体系に転換していく必要がある。

また、農薬の安全対策については、最近相次いだ食品に関する事件や事故により、食品の安全に関する消費者の関心や要望がより一層高まる中、国内の食料自給力向上への動きも相まって、科学的な安全性評価を根幹として適切に農薬登録を行ったうえ、適正使用を徹底することがより重要性を増している。具体的には、科学の進歩や安全性評価の方法の改善に対応した農薬登録制度の見直しを進め、農薬そのものの安全性を確保していくとともに、農薬の保管管理を含めた適正な取り扱いと使用基準の遵守を徹底することが必要である。このような取り組みによって、国内産農産物の安全の確保が進むとともに付加価値が高まると考える。

I 平成 21 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 21 年度予算においては、検疫体制強化のための病害虫危険度解析（PRA）、環境などに配慮した防除の推進、沖縄・奄美諸島における特殊病害虫対策、輸出促進に向けて集荷地検査の実施などの植物防疫を巡る重要課題に重点を置いている。

一方、農薬安全対策に関する平成 21 年度予算においては、従来からの農薬の適正使用・管理の徹底、並びに農産物などに含まれる有害物質のリスク管理対策の強化

に加え、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確保するため、試験の適正実施に向けた試験従事者への研修などの支援を行うこととした。

II 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の 普及推進について

食の安全、環境に配慮した農業の推進が求められる中、農作物の安定生産を図るためには、これらの要求に応えつつ病害虫による被害を適切に抑えることが課題となっている。

このような中、今後の病害虫防除については、①輪作などの耕種の防除などによる病害虫や雑草の発生しにくい環境整備、②病害虫の発生予察情報などに基づく天敵やフェロモンを利用した生物的防除、粘着板などを利用した物理的防除および化学合成農薬による防除の適切な組み合わせなどにより、環境負荷を低減しつつ病害虫の発生を経済的被害が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management : IPM）に転換していくことが重要である。

このため、平成 17 年度から①都道府県における IPM 実践指標（チェックリスト）の策定推進、② IPM 実践地域の育成などによる IPM の普及推進、③農薬散布に伴う環境リスクを低減するための防除技術の確立、④基幹的マイナー作物の病害虫防除技術の確立、に引き続き取り組んでいる。

このうち、平成 20 年度からは、マイナー作物への取り組みにおいて、JA や特認団体が都道府県と協力し地域の基幹的マイナー作物の病害虫防除対策に取り組む場合に支援の対象とすることが可能としている。

また、IPM をさらに取り組みやすいものとするため、IPM 要素技術の評価や IPM 技術マニュアルの作成を進めるとともに、IPM 要素技術などを集積したデータベースの構築に取り組んでいる。

加えて、都道府県での IPM 実践指標をより充実させるため、平成 20 年 10 月にりんご、なし、大豆、茶、露地きく、施設トマト、施設いちごおよびさとうきびについて公表した。今後は、生産者団体での IPM 実践指標の策定を促進するため、IPM 要素技術などの情報収集

を行う予定にしている。

なお、IPM の推進に当たっては、消費者をはじめ流通業者への理解促進のため、IPM の取り組みについて交流を行う機会として平成 20 年度は IPM フォーラム「環境にやさしい病害虫の防ぎ方 ～農薬だけに頼らなくても病害虫は防げます～」を大阪府豊中市（平成 21 年 1 月）と新潟市（平成 21 年 3 月）で開催し、IPM に対する取り組みの消費者ほかへの理解促進を図るため、IPM 実践農業者との意見交換を行う機会を設けた。引き続き、消費者団体、流通業者、食品加工業者などとの対話を、積極的にやっていくこととしている。

Ⅲ 農林水産航空事業を巡る状況について

近年の環境問題や健康へのリスクに対する国民の関心の高まりや平成 18 年 5 月のポジティブリスト制度の施行などに伴い、有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる空中散布などにおいても、より一層の安全対策が求められている。特に、水稻の病害虫防除においては、無人ヘリコプターの利用面積が有人ヘリコプターを大きく超えており、より一層の安全性確保が求められている。そのため、平成 20 年 7 月に、無人ヘリコプター利用時の安全対策を定めた通知を改正し、有人ヘリコプター並みの安全対策を執るよう指導に努めているところである。今後も、有人ヘリコプターおよび無人ヘリコプターによる空中散布などの実施に当たっては、

- ① 作業環境に対応した散布区域、散布除外区域、散布薬剤の剤型等について十分に検討したうえで事業計画を策定すること。
- ② 実施区域とその周辺における他の作物、家屋、学校や病院などの公共施設に対しては特段の配慮を行い、危被害防止対策に万全を期すること。
- ③ 実施区域近隣の学校、病院等の公共施設および居住者などに対して、あらかじめ空中散布などの実施予定日時、区域、薬剤の内容等について連絡すること。
- ④ 散布の実施に当たっては適切な飛行高度、速度を守ること。
- ⑤ 風向きに留意するとともに、強風下では行わないこと。

等について徹底を行い、地域関係者の理解と協力を得ながら病害虫の発生状況などに応じて的確な空中散布を行うよう指導に努めることとしている。

Ⅳ 植物検疫の諸課題について

1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・

まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港などにおいて、火傷病菌やミカンコミバエ種群などを対象とした侵入警戒調査を実施している。

また、かんきつ、ゲッキツ等に感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病（奄美群島の一部および沖縄県で発生）や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ（トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生）など、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、早期の根絶・撲滅に向けた取り組みを実施している。

さらに、カンキツグリーニング病については、輸入検疫措置の強化と併せ、奄美群島の喜界島において、平成 19 年 4 月から植物防疫法に基づく緊急防除を開始した。同島で確立されつつある根絶のための技術・ノウハウは、順次、他の地域にも適用することとしている。なお、カンキツグリーニング病の根絶はこれまで世界に例がなく、喜界島で達成されれば、世界初の事例となる。

平成 19 年 5 月に山形県で発生した西洋なしの新病害（セイヨウナシ新梢黒変細菌病（仮称））については、通報後直ちに植物防疫官が現場に急行するなど、迅速かつ的確な初動対応・防除が行われた結果、これまでのところ、当初の感染樹 11 本（既に伐採・焼却済み）以外に新たな発生は確認されていない。平成 20 年 11 月に指宿市において発生が確認されたイモゾウムシについては、植物防疫法に基づく緊急防除に着手するため、現在、鹿児島県と門司植物防疫所が共同で、発生調査や地域住民への説明などに当たっているところである。

このように、同定・分析などの知識・経験を有する植物防疫所や試験研究機関と、地域に密着した都道府県の防除所などが連携し、市町村や地域住民の理解を得ながら一致団結して対応に当たることは、国内の重要病害虫対策においては、極めて重要なことであると考えられる。

2 輸入植物検疫の取り組みについて

（1）植物防疫所の体制整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため、適正な人員配置を心掛けている。

特に、平成 21 年度は、①海空港の国際化対応として、平成 22 年 10 月に国際空港としての拡張が予定されている羽田空港への対応要員の確保（横浜植物防疫所成田支所羽田空港出張所の増員）、②輸出の検査需要の増加に対応した要員の確保（神戸植物防疫所業務部輸出国内担当の増員）、③栽培圃場での検定業務体制の整備（神戸植物防疫所生物検定担当の設置）等を実施した。

一方、平成 20 年 5 月に受けた総務省行政評価局の勧告も踏まえ、業務量の減少している出張所を近隣の支所に統合した。

これらの体制整備のために、平成 21 年度末の植物防疫官数を昨年同時期から 8 名増員し、881 人とした。

（2）栽培用植物の輸入検疫の強化について

近年、すいか果実汚斑細菌病などの日本未発生の病害が、栽培用植物に感染した状態で輸入され、国内に侵入およびまん延することが危惧されている。

これらに対応するため、従来の血清学的診断法（ELISA 法）に加え、本年 4 月から、さらに精度の高い遺伝子診断法（PCR 法）を導入することとしている。

3 輸出促進にかかわる植物検疫の取り組みについて

現在、農林水産省では、「攻めの農政」の柱の一つとして、農林水産物・食品の輸出促進に取り組んでいる。我が国から農産物などを輸出する場合には、相手国の植物検疫条件に適合している品目、適合しうる品目を選定し、輸出することが肝要である。ただし、国内生産地における輸出意欲が非常に高く、海外のマーケティング調査などの結果、輸出が有望される品目で、輸出先国が輸入禁止などの検疫措置を講じている場合は、輸出解禁または検疫条件緩和に向け、相手国への侵入が警戒されている病害虫の消毒など相手国に病害虫が侵入しない検疫条件を確立し、二国間で合意する必要がある。

現在、中国向けの 10 品目（ぶどう、かんきつ類、もも、かき、ながいも、いちご、メロン、すいか、キウイフルーツ、さくらんぼ）、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けの温州みかん等 6 개국・地域 21 品目について解禁または検疫条件の緩和の要請を行っており、我が国の病害虫の発生状況や生産地での防除対策などの技術情報を提供し、病害虫の侵入防止のための検疫措置を提案するなどの早期の解禁に向けた対応に努めているところである。

特に中国向けの精米については、平成 20 年 5 月に、日中両国間で恒常的輸出条件が確立するとともに、7 月および 11 月に当該条件に基づき合計 40 t が輸出された。

また、新鮮かつ高品質な農産物の輸出が可能となるよう、引き続き、集荷地において輸出検査を実施するなど

輸出検疫の利便性の向上に取り組むこととしている。一方、輸出先国の輸入時の検査により検疫病害虫が発見されたり、残留農薬が検出されたことなどにより、不合格となった旨の通報が増加している。我が国の農産物が継続的に輸出できるよう、諸外国の検疫条件に合致した作物を出荷することが求められている。関係部署と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を一層強化して参りたい。

4 国際条約について

国際植物防疫条約（IPPC）事務局が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する基準（ISPM）は、SPS 協定における国際的な基準とされており、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。

従来、ISPM は、主に植物検疫措置に関する手続などの一般的な“参照すべき事項”を示してきたが、2007 年には、付属書に個別具体的な植物検疫処理方法の追加が可能な ISPM No.28「規制病害虫に対する植物検疫処理」が採択されたことから、今後は、具体的な植物検疫処理基準を作成する流れが強まると予想される。このように、ISPM の内容が、これまで以上に我が国の植物防疫に与える影響は大きくなってきていることから、我が国の意見を ISPM に反映することを目的に、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

また、IPPC では、検疫の対象となる病害虫は、「これにより危険にさらされている地域の経済に重大な影響を及ぼすおそれのある有害動植物であって、まだその地域に存在しないか、又は存在するが広く分布しておらず、かつ、公的防除が行われているもの」と定義されている。ここでいう公的防除とは、根絶または一定地域への封じ込めを目的に行う強制的な検疫措置とされている。我が国の植物防疫制度においても、緊急防除、移動規制等の国内検疫措置と輸入検疫における措置との整合性を図るため、病害虫の科学的なリスク評価を実施している。さらに、新たな知見により我が国未発生の病害虫が侵入するリスクが認められた場合には、栽培地検査対象植物、輸入禁止対象植物の追加等を行っている。

また、効率的、効果的な植物検疫を実施していくため、我が国が輸入している植物について、最新の情報をを用いて計画的に病害虫の侵入リスクを再評価する（包括的 PRA）こととしている。

V 農薬安全対策の一層の推進

1 農薬登録制度の見直し

最新の科学に基づいて農薬の安全性を適切に評価する

ためには、農薬登録に関する国際動向を注視しつつ、我が国の農薬登録制度を検討することが重要であることから、平成 19 年 12 月以降「農薬登録制度に関する懇談会」を開催し、この中で、農薬の登録申請に提出が必要な試験成績について個別に検討を進めている。これまでに、作物残留性試験への GLP（試験の適性実施に関する基準）の導入、薬効・薬害試験の民間開放にかかわる検討、作物残留性試験の試験例数についての検討が行われた。

今後も引き続き、新たな試験項目の導入や試験成績の内容等について検討を進めることとしている。

2 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

農薬の適正使用に関する指導の徹底にあつては、「農薬適正使用の指導に当たっての留意事項について」（平成 19 年 3 月 28 日付け 18 消安第 14701 号）に基づき、あらゆる農薬使用場面において取り扱いに留意するよう指導しているところであるが、特に、①育苗箱などへの農薬使用においては、薬液が周囲にこぼれ落ちないように慎重に行う、②水田への農薬使用においては、地域の実態に合わせて農薬を複数選択し、農薬の種類に偏りがないよう施用し、施用後は 1 週間程度の止水期間をとり、止水期間中の農薬の流出を防止するよう必要な措置を講じること、については、引き続き重点事項として、生産団体の協力のもと、啓発パンフレットの活用などにより指導を徹底することとしている。

さらに、最近の農薬使用場面の多様化や土地利用形態の変化から、農薬使用における周辺への配慮が重要となっているため、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号）に基づき、農薬使用に関する情報を周辺住民などへ事前に周知することなど、関係機関を通じて継続して指導することとしている。

また、農薬の保管管理については、農薬危害防止運動などを通じて、適正に行うよう指導してきたところであるが、引き続き、地方農政局などを通じて指導を徹底することとしている。また、使用残農薬を適切に処理することは、農薬の誤使用や盗難の防止の観点からも重要であることから、農薬の使用状況調査などの機会を利用して、使用残農薬などの処理方法の周知および適正処理の指導を併せて実施することとしている。

3 埋設農薬の最終処理

昭和 40 年代後半、残留性が問題となって販売を禁止した農薬（DDT、ドリノ剤、BHC 等）を埋設し、保管を継続してきたが、現在ストックホルム条約（POPs 条

約）の締結を受け、都道府県などにより無害化処理が進められているところである。

農林水産省では、POPs 条約で義務付けられている措置の実施状況を把握するため、平成 20 年 4 月に都道府県に対し、埋設農薬の管理状況についての調査を実施したところ、全国 24 道県 168 箇所において総数量約 4,400 t の農薬が埋設されており、適切に管理されていることが判明した。また、このうち、調査時点で全国 46 箇所総数量約 2,200 t の埋設農薬が既に無害化処理されていた。

なお、国としても、三位一体の改革により都道府県が主体的に行う埋設農薬の処理などを側面から支援するため、「食の安全・安心確保交付金」により、①処理計画の策定と進行管理、②周辺環境の調査、③周辺環境などへの悪影響の防止措置への支援を引き続き行っていくこととしている。

4 無登録農薬の製造・販売の事案にかかわる対応

平成 19 年度、植物保護液と称する資材から、殺虫効果を有する成分が農薬としての効果が認められる程度の濃度で検出されたため、当該資材は無登録農薬と判断され、製造者または販売者に対し農薬取締法に基づく立入検査を実施した。

さらに、「無登録農薬と疑われる資材に係る製造者、販売者への指導について」（平成 19 年 11 月 22 日付け 19 消安第 10394 号）を発出し、生産現場において同様な資材を使用しないよう周知するとともに、無登録農薬と疑われる資材にかかわる情報を広く募るため、農林水産省のホームページ上に「農薬目安箱」を設置した。

集められた情報をもとに、農薬の効果を標榜している場合は是正指導を実施するとともに、農薬成分の混入が疑われる資材については成分分析を行い、無登録農薬と判断された資材については、農薬取締法に基づく立入検査を実施することとなる。無登録農薬を使用した生産現場においては、農産物の出荷停止などの影響も考えられるため、今後とも、生産現場においてこのような資材が使用されることがないように、引き続き地方農政局や都道府県と協力して指導を徹底することとする。

お わ り に

これらの植物防疫にかかわる課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取り組みが必要である。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いしたい。